

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	生活困窮世帯緊急支援金事業の実施に関する事務 基礎項目評価書【令和4年12月31日終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松本市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

松本市長

## 公表日

令和7年12月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活困窮世帯緊急支援金事業の実施に関する事務
②事務の概要	<p>電力・灯油・食料品等の価格高騰に直面する生活困窮世帯を支援するため、令和4年9月30日時点における市民税所得割非課税世帯又は家計急変世帯として市が認めた世帯のうち、「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の第3部（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）」（令和4年9月26日付け府政経連第394号別紙）の対象となる世帯（同要領第3部第1の2及び3により支給要件を満たさないものとされた世帯を含む。）を除いた世帯（以下「対象世帯」という。）を支援するために1世帯4万円の給付金支給を実施するための基礎となる情報の管理に関する事務</p> <p>【概要】 本給付金に係る支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。</p> <p>【事務処理】 ○市町村民税所得割非課税世帯に対する支給 令和4年9月30日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和4年度分の市町村民税所得割が非課税である者又は家計急変世帯として市町村（以下「補助事業者」という。）が認めた世帯のうち、「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の第3部（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）」（令和4年9月26日付け府政経連第394号別紙）の対象となる世帯（同要領第3部第1の2及び3により支給要件を満たさないものとされた世帯を含む。）を除いた世帯に対し、給付金を支給する。</p> <p>○家計急変世帯に対する支給 課税世帯であるものの、令和4年1月以降の月の収入が所得割非課税相当に減収となった世帯については、申請により非課税相当と認められれば給付金を支給するため、当該申請に係る世帯申請書（請求書）及び申立書の審査を行う。</p>
③システムの名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活困窮世帯緊急支援金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項、別表第一 第100項</li><li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条</li><li>・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）第10条（「特定公的給付」に指定）</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○情報照会 ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法別表第二 第121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 ・「子育て世帯への臨時特別給付（令和3年度補正予算分）及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について」（令和3年12月22日付府政経第425号）</p> <p>○情報提供 なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	

①部署	健康福祉部 福祉政策課
②所属長の役職名	福祉政策課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	健康福祉部 福祉政策課 〒390-8620 松本市丸の内3番7号 電話 0263-34-3227
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	健康福祉部 福祉政策課 〒390-8620 松本市丸の内3番7号 電話 0263-34-3227
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ O ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

